

新たな総合計画に関する小学生向け新聞制作及び配達業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

新たな総合計画や富山県の10年後の将来像について、本県の将来を担う小学生に分かりやすく伝え、ふるさとへの理解を深め、愛郷心の醸成につなげることを目的に、小学生向け新聞（以下「小学生新聞」という。）を制作し、県内の全児童に配布する。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

新たな総合計画に関する小学生向け新聞制作及び配達業務

(2) 委託業務の内容

別紙「業務委託仕様書」（以下、「別紙仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

(4) 委託料の上限額

金2,700千円以内（消費税、地方消費税含む）

※上記金額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

3 プロポーザルの参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

- (1) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遗漏がないこと。
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められること
- ② 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること

- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ⑥ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること

4 プロポーザルの参加手続き

(1) 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、様式1「企画提案参加申込書」を令和7年11月19日（水）17時（必着）までに、下記10「提出・問い合わせ先」宛に、電子メールにて提出すること。

事情により参加を辞退する場合は、11月26日（水）17時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(2) 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、様式2「質問書」を11月19日（水）17時（必着）までに、下記10「提出・問い合わせ先」宛に、電子メールにて提出すること。電話及び口頭による質問は受け付けません。

なお、質問に対する回答は、11月21日（金）までに富山県のホームページに掲載します。

(3) 受け付けない質問事項

- ① 評価基準の配点に関する質問
- ② 他の応募者に関する質問
- ③ 審査員に関する質問
- ④ その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

(4) 到達確認

(1)、(2) いずれも、電子メール送信後、下記10「提出・問い合わせ先」に到達確認の電話をすること。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ファイル形式はPDFとし、次の①～④の書類を、下記10「提出・問い合わせ先」宛に、電子メールにて提出すること。なお、提案は参加者1者につき1案とする。

① 企画提案書（A4、様式任意）

別紙仕様書を参照のうえ、提案すること。提案書には次の事項を盛り込み、具体的かつ簡潔に記載すること。

- ・業務の進め方（業務の具体的な実施方法、業務スケジュール）
- ・小学生新聞の構成案（各ページの内容）
- ・企画のポイント
- ・小学生に興味関心をもってもらうため工夫等
- ・その他本事業の目的達成のために有効な取組がある場合はその内容

② デザイン案

小学生新聞のデザイン案を1枚以上用意すること。

読者である小学生に興味関心をもってもらうための工夫等（タイトル・見出し、イラスト・写真、図・グラフ等の見せ方、その他小学生の視点に立った効果的な手法等）を取り入れ、提案内容及び成果物のイメージが判断できるものを作成すること。

③ 経費見積書（様式任意）

見積金額は、上記2（3）の金額の範囲内で作成すること。また、本委託業務の実施に伴うすべての経費（消費税及び地方消費税を含む）を記載し、経費の内訳が具体的にわかるようにすること。

④ 業務実施体制（様式任意）

- ・会社概要
- ・責任者、人員配置・実施体制など
- ・過去の類似事例の受注実績

(2) 提出期限

令和7年11月28日（金）17時（必着）

(3) 到達確認

電子メール送信後、下記10「提出・問い合わせ先」に到達確認の電話をすること。

6 プロポーザル審査方法及び審査結果

(1) 審査方法

提出された企画提案書等の内容について審査（書面審査）を行い、契約候補者を選定する（必要に応じてヒアリングを実施）。参加者が1者の場合は、各審査員の評価点の合計が、満点の6割以上の場合にのみ契約候補者とする。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 審査結果

審査結果は書面で通知するとともに、契約候補者の名称等を富山県のホームページで公表する。審査結果に対する異議申立、質問は受け付けません。

7 契約

契約候補者と、仕様書の内容を別途協議のうえ、契約を締結します。仕様書の内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合があります。

8 その他留意事項

- (1) プロポーザルへの参加、企画提案に要するすべての費用は参加者負担とする。
- (2) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。
- (3) 委託業務の著作権は、県に属するものとする。
- (4) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 当事業は、国の交付金を活用するため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があるので、あらかじめ留意すること。

9 スケジュール（予定）

- (1) 参加申込・質問受付期限 11月19日（水）17時
- (2) 質問の回答 11月21日（金）予定
- (3) 参加辞退届提出期限 11月26日（水）17時
- (4) 企画提案書等提出期限 11月28日（金）17時
- (5) 審査結果通知 12月上旬

10 提出・問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県知事政策局企画室総合計画課（富山県庁本館3階）

TEL：076-444-8924

FAX：076-444-4406

E-mail: akikaku@pref.toyama.lg.jp